|  |
| --- |
| 裁判年月日　平成20年11月27日　裁判所名　大阪高裁　裁判区分　判決事件番号　平２０（ネ）６３９号事件名　地位確認等請求控訴事件裁判結果　控訴棄却　上訴等　上告　文献番号　2008WLJPCA11276004　 |

[ブックマーク](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744d03c00000136e176f38475a07fd4&docguid=I977b2ed0c22311de8c10010000000000&spos=12&epos=12&page=0&td=157&countByColl=true)

[ブックマーク](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744d03c00000136e176f38475a07fd4&docguid=I977b2ed0c22311de8c10010000000000&spos=12&epos=12&page=0&td=157&countByColl=true)

[ブックマーク済](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744d03c00000136e176f38475a07fd4&docguid=I977b2ed0c22311de8c10010000000000&spos=12&epos=12&page=0&td=157&countByColl=true)

[ブックマーク済](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744d03c00000136e176f38475a07fd4&docguid=I977b2ed0c22311de8c10010000000000&spos=12&epos=12&page=0&td=157&countByColl=true)





|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| [改正法令一覧に戻る](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744d03c00000136e176f38475a07fd4&docguid=I977b2ed0c22311de8c10010000000000&spos=12&epos=12&page=0&td=157&countByColl=true) | [別ウインドウで開く](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744d03c00000136e176f38475a07fd4&docguid=I977b2ed0c22311de8c10010000000000&spos=12&epos=12&page=0&td=157&countByColl=true) | 　 |

|  |  |
| --- | --- |
| **改正前** | **改正後** |

データを読み込んでいます

|  |  |
| --- | --- |
| 控訴人　 | Ｘ１〈他４５名〉　 |
| 控訴人ら訴訟代理人弁護士　 | 裵薫　 |
| 同　 | 林範夫　 |
| 同　 | 伊藤孝江　 |
| 同　 | 大橋さゆり　 |
| 同　 | 梁英哲　 |
| 同　 | 奥村秀二　 |
| 同　 | 金奉植　 |
| 被控訴人　 | 高槻市　 |
| 同代表者市長　 | 奥本務　 |
| 同訴訟代理人弁護士　 | 俵正市　 |
| 同　 | 寺内則雄　 |
| 同　 | 髙橋英　 |

**主文**

　一　本件控訴をいずれも棄却する。
　二　控訴費用は控訴人らの負担とする。

**事実及び理由**

**第一**　控訴の趣旨
　一　原判決中、控訴人らと被控訴人に関する部分を取り消す。
　二　被控訴人は、控訴人らに対し、それぞれ一〇万円及びこれに対する平成一六年八月二五日から支払済みまで年五％の割合による各金員を支払え。
**第二**　事案の概要
　一　事案の要旨
　　(1)　本件は、控訴人らが、被控訴人による多文化共生・国際理解教育事業（当初、在日韓国・朝鮮人教育事業であったものを名称変更等したもの。以下「本件事業」ということがある。）の縮小・廃止によりマイノリティーとしての教育を受ける権利を侵害され、精神的損害を被ったとして、被控訴人に対し、[国家賠償法一条一項](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744d03c00000136e176f38475a07fd4&docguid=I977b2ed0c22311de8c10010000000000&spos=12&epos=12&page=0&td=157&countByColl=true)に基づき、それぞれ一〇万円の慰謝料（及びこれに対する訴状〈訴状訂正申立書〉送達日の翌日である平成一六年八月二五日から支払済みまで[民法](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744d03c00000136e176f38475a07fd4&docguid=I977b2ed0c22311de8c10010000000000&spos=12&epos=12&page=0&td=157&countByColl=true)所定の年五分の割合による金員）の支払を求めた事案である（なお、原審では、一審相原告A及び同Bが被控訴人（一審被告）や一審相被告C、同D及び同Eに対し、[国家賠償法一条一項](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744d03c00000136e176f38475a07fd4&docguid=I977b2ed0c22311de8c10010000000000&spos=12&epos=12&page=0&td=157&countByColl=true)に基づく慰謝料の支払や地位確認等の請求をしたが、いずれも棄却され、控訴取下等をした。）。
　　(2)　原審は、マイノリティーとしての教育を受ける具体的な権利性は認められないとして、控訴人らの請求をいずれも棄却した。
　　(3)　控訴人らは、権利性が否定されたことを不服とし、原判決の取消しと、本件事業の改廃により控訴人らの教育を受ける権利ないし法的利益が侵害されたと主張し、本件事業の改廃には裁量権の逸脱・濫用の違法があるとして、控訴人らの請求の全部認容を求めて、控訴した（なお、一部は控訴取下等をしている。）。
　二　前提事実（証拠等を摘示した箇所を除いて、当事者間に争いがないか弁論の全趣旨により認められる。）
　　(1)　当事者
　　　ア　被控訴人は、同市における教育事業を担う組織として高槻市教育委員会（以下「市教委」という。）を設置している。
　　　イ　控訴人らは、日本、韓国、中国、ブラジル、ベトナム、フィリピン、米国等の国籍、又はこれらの二重国籍を有し、民族的出自も一方の親が日本以外にある者、両親ともに日本以外である者など多様であるが、いずれも本人又は親の国籍が日本以外、あるいは民族的出自が日本以外の者である（弁論の全趣旨）。
　なお、控訴人らのうち数名は、本件訴訟係属中に成年に達している（いずれもそれぞれの本国法による。）。
　　(2)　本件事業の発足とその後の経緯
　　　ア　被控訴人の在日外国人教育は、昭和四二年、高槻市立第六中学校（以下「高槻六中」という。）で、厳しい差別や生活実態のために生じている生活の荒れと低学力を克服する取り組みとして始まった。
　学校内に、在日韓国・朝鮮人子ども会（以下「学校子ども会」という。）が設置され、その活動を通して、在日韓国・朝鮮人生徒の民族的自覚と誇りを高めるとともに、日本人生徒が共に学ぶことを通して偏見や差別意識をなくし、豊かな人権意識を育てる取り組みが行われた。
　（以上、甲六）
　　　イ　昭和四七年、高槻六中を卒業した在日韓国・朝鮮人青年たちの手によって、「高槻むくげの会」が設立された。
　「高槻むくげの会」は、在日韓国・朝鮮人が多数居住する地域で地域子ども会、高校生の会、日本語識字教室を実施し、各種啓発活動に取り組んできた。
　（以下、甲六、弁論の全趣旨）
　　　ウ　昭和五七年、市教委は、在日韓国・朝鮮人問題取り組みについての教育基本方針（以下「本件基本方針」という。）を制定した。
　本件基本方針では、「在日韓国・朝鮮人の生活と権利の保障については、国の抜本的な施策を求めるとともに、市の施策等と相まって在日韓国・朝鮮人の教育課題の解決に一層努めなければならない。」との基本認識が示された。
　そして、学校教育分野では、重点目標として、「①在日韓国・朝鮮人児童・生徒の在籍数が比較的多い学校においては、学校に在日韓国・朝鮮人子ども会（学校子ども会）を設置し、その活動を学校教育課程外特別活動として位置づけ、その保障に努める、②学校子ども会の推進には、基本的に同胞の指導員の配置と援助が心要である、③在日韓国・朝鮮人の教育を充実させ、効果的に推進するには、教職員の指導力の向上をはかる必要がある。」等が掲げられた。
　また、社会教育分野では、「①在日韓国・朝鮮人問題に対する正しい認識がはかれるよう、地域社会や市に対して啓発に努める、②在日韓国・朝鮮人の社会生活を向上させるため、子ども・青年、婦人等、各々に適応した学習機会の提供や活動の助成を行う。」とされた。
　（以上、甲五）
　　　エ　昭和六〇年八月一日、市教委は、在日韓国・朝鮮人教育事業を発足させ、市教委内の社会教育事業部青少年課を担当部署として、それまで高槻むくげの会が取り組んでいた地域子ども会、日本語識字教室、高校生の会などの事業及び既に実施されていた学校子ども会を市教委の直営事業とした。
　市教委が実施した在日韓国・朝鮮人教育事業の概要は、次のとおりであり、その後、実施内容に若干の変化はあったものの、平成一三年度までは概ねこの概要に沿って事業が進められた。
　在日韓国・朝鮮人教育事業発足時（昭和六〇年八月）の概要

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業　 | 事業実施日　 | 時間　 | 場所　 | 指導体制　 |
| 学校子ども会（中学校）　 | 毎週火曜日　 | 学校が指定する時間　 | 一中、二中、六中、八中の四校で実施　 | 正職と非常勤が対応（四人）　 |
| 学校子ども会（小学校）　 | 毎週金曜日　 | 学校が指定する時間　 | 磐手小、高槻小、芥川小の三校で実施　 | 正職と非常勤が対応（三人）　 |
| 日本語識字中央教室　 | 毎週月、木　 | 午後〇時から三時まで　 | 青少年課分室　 | 報償費対象指導員五名が対応　 |
| 日本語識字成合教室　 | 毎週火、木、土　 | 午後七時から九時まで　 | 成合北の町自治会館　 | 報償費対象指導員二名が対応　 |
| 地域子ども会　 | 毎週月、水、土　 | 午後四時から九時まで　 | 中央地区、別所地区、成合地区　 | 正職、非常勤、及び報償費対象指導員の六名が対応　 |
| 学校長期休暇期間は月曜から土曜まで、午前九時から午後一時まで実施　 | 正職、非常勤、及び報償費対象指導員の九名が対応　 |
| 日曜日等に特別活動の実施　 | 正職、非常勤、及び報償費対象指導員の九名が対応　 |
| 高校生の会　 | 毎週火、金　 | 午後七時から九時まで　 | 青少年課分室　 | 報償費対象指導員一名が対応　 |

　（報償費対象指導員とは単価一〇〇〇円／時間の報償費を得て指導に当たる指導員のこと）
　　　オ　平成四年、被控訴人と市教委は、在日韓国・朝鮮人教育事業の改革についての論議を始めた。
　この改革論議は、当初、在日韓国・朝鮮人教育事業の社会教育分野（地域子ども会、日本語識字教室、高校生の会など）の改革を目的としていたが、その後、在日韓国・朝鮮人教育事業を日本社会の国際化による外国人市民の教育にも対応できるよう政革する必要があるとして、本件基本方針を改訂する方向で進められた。
　平成一〇年、在日韓国・朝鮮人教育事業運営委員会に、在日韓国・朝鮮人教育改革推進会議提言が提出され、平成一一年、市教委は、高槻市在日外国人教育にかかわる教育基本方針策定委員会（以下「基本方針策定委員会」という。）を発足させた。
　　　カ　他方、市教委内部では、「人権教育のための国連一〇年高槻市行動計画」に基づき、高槻市人権基本方針の策定が論議されており、平成一一年九月には、人権教育基本方針が決定された。
　さらに、市教委は、人権教育基本方針だけでは具体性に欠けることから、具体的な施策となる人権教育推進プランの策定を目指していた。
　　　キ　そこで、基本方針策定委員会は、平成一二年四月、それまでの在日韓国・朝鮮人教育事業改革論議の成果を反映させる形で、人権教育推進プランを完成させた。
　　　ク　人権教育推進プランは、「在日外国人教育の推進」の項で、「在日外国人教育を推進していくため、これまでの実績と手法を生かし、在日韓国・朝鮮人教育事業を、多文化共生教育の視点に立って、二一世紀に対応できる在日外国人教育事業として発展させるよう努めます。」と述べている。
　そして、学校教育分野では、「①教育を受ける権利の保障、②在日韓国・朝鮮人教育の推進、③渡日外国人児童生徒や複数の文化を受け継いでいる児童生徒の教育の推進、④多文化共生教育の推進」を課題として掲げ、社会教育分野では、「①多文化共生社会づくりの推進、②児童生徒の活動への支援、③啓発活動の推進」を課題として掲げている。
　（以上、甲六）
　　　ケ　人権教育推進プランの策定とほぼ同時に、在日韓国・朝鮮人教育事業は、多文化共生・国際理解教育事業へと発展的に解消された（甲七）。
　また、平成一四年度から「総合的な学習の時間」が実施され、その中で、学校教育全般を通じた多文化共生・国際理解教育の実施が行われるよう配慮するものとされた（甲七）。
　なお、平成一四年度の多文化共生・国際理解教育事業の内容は、次のとおりであった。
　平成一四年度の多文化共生・国際理解教育事業の概要

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業　 | 事業実施日　 | 時間　 | 場所　 | 指導体制　 |
| 学校子ども会（中学校）　 | 毎週火曜日　 | 学校が指定する時間　 | 一中、二中、六中、八中、芝谷中の五校で実施　 | 正職と非常勤、及び報償費対象指導員の五名が対応　 |
| 学校子ども会（小学校）　 | 毎週金曜日　 | 学校が指定する時間　 | 磐手小、北日吉台小、日吉台小の北部三校で実施　 | 正職と非常勤が対応（三人）　 |
| 日本語識字教室　 | 毎週月、木　 | 午後〇時から三時まで　 | 青少年課分室　 | 報償費対象指導員五名が対応　 |
| 地域子ども会　 | 毎週月、水　 | 午後四時から九時まで　 | 中央地区、北部地区、柱本地区（水曜日）、牧田地区（月曜日の四時から六時まで））　 | 正職、非常勤、及び報償費対象指導員の六名が対応　 |
| 毎週土曜日に合同子ども会、民族文化講座を中央地区で実施（午前一〇時から午後三時まで）　 | 正職、非常勤、及び報償費対象指導員の六名が対応　 |
| 土曜日、学校長期休暇日に特別活動を実施　 | 正職、非常勤、及び報償費対象指導員の九名が対応　 |
| 高校生の会　 | 毎週火曜日　 | 午後七時から九時まで　 | 青少年課分室　 | 報償費対象指導員一名が対応　 |

　（報償費対象指導員とは単価一二〇〇円／時間の報償費を得て指導に当たる指導員のこと）
　　　コ　平成一三年九月、市教委は、在日外国人教育の今後の在り方について（提言）（以下「平成一三年の提言」という。）を作成した。
　この提言は、「二一世紀を迎えた現在、在日外国人にかかわる施策は、今までの在日韓国・朝鮮人のみを対象とした取り組みから、広く日本人の内なる国際化に向けた施策や、新たに渡日してきた在日外国人をも対象にした施策に転換していくことが求められている。こうした時代と社会のニーズに対応すべく、教育事業の見直しを行い、多文化共生の社会づくりを進める事が大切である。」と述べている。
　そして、今後の方向性として、「学校教育全般を通した取り組みを展開し、全ての小中学校で多文化共生・国際理解教育を実施していくことが求められており、現在のような八校に限定した学校子ども会活動への行政的支援は廃止することが望ましい。」「地域子ども会や高校生の会の活動に参加している児童・生徒の減少により活動そのものが成立しにくい実態が出てきている上、在日韓国・朝鮮人生徒については一定の成果をあげてきたことから、今後は多文化共生の社会作りにむけた新たな事業展開に移行していくことが求められており、地域子ども会活動等への行政的支援は廃止することが望ましい。」としている。
　また、「在日韓国・朝鮮人一世を対象にしてきた日本語識字教室も、現在では受講生の高齢化が進み、当初の文字を修得するといった目的から、受講生とボランティアとの交流の場になっていたり、受講生にとっての憩いの場になっている面もあり、行政的支援の役割を終えていくことが望ましい。」としている。
　（以上、甲七）
　　　サ　市教委は、平成一四年度の多文化共生・国際理解教育事業に対する予算を大幅に削減し、平成一五年三月三一日には、学校子ども会への指導員派遣を終了させ、高校生の会への行政的支援を廃止し、多文化共生・国際理解教育事業に関わる正職員を二名から一名に減員し、非常勤職員を二名から一名に減員した。
　　　シ　地域子ども会については、平成一二年度には、中央、別所及び成合で実施していたが、中央では登録者数二八名に対し平均参加者数は六名、別所及び成合ではそれぞれ登録者数五〇名に対し平均参加者数は約一三名であった（乙二八）。この状況を踏まえて、平成一四年度以降、地域子ども会の開催回数を減少し、開催地域を統廃合することになった。なお、平成一五年度以降、新たに柱本子ども会が開催された（乙二三、原審K証人）。
　三　争点及び争点に関する当事者の主張
　　(1)　争点一（控訴人らが有する権利ないし利益）について
　【控訴人らの主張】
　　　ア　マイノリティの教育権
　（ア）　控訴人らはマイノリティであること
　日本社会における多数者（マジョリティ）は、国籍が日本でありかつ両親及びその祖父母のルーツもすべて日本に持つ者である。
　これに対して、控訴人らは、国籍が外国籍であったり、両親やその祖父母のルーツが外国にあるなどして、日本社会のマジョリティとは異なった言語や文化などを享有するマイノリティである。
　国際規約をはじめ以下の条約及び法律によって、マイノリティたる控訴人らには、以下のとおり、公の費用負担のもと、マイノリティとしての教育を受け、マイノリティの言語を用い、マイノリティの文化について積極的に学ぶ環境を享受できる権利（以下「マイノリティの教育権」という。）が保障されている。
　（イ）　自由権規約二七条
　　a　日本において昭和五四年八月四日に発効した市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「自由権規約」という。）二七条は、「種族的、宗教的又は言語的少数民族（マイノリティ）が存在する国において、当該少数民族に属する者（マイノリティ）は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない」と定めている。
　　b　平成四年一二月一八日に国連総会において採択された「民族的、宗教的、言語的マイノリティに属する人々の権利に関する宣言」（以下「マイノリティ権利宣言」という。）は、自由権規約二七条の規定を具体化したものであり、同宣言の条項の解釈を示したコメンタリーは、自由権規約の重要な解釈指針となるものであるところ、マイノリティ権利宣言二条は、自由権規約二七条の「否定されない」というネガティブな表現を、「権利を有する」というポジティブな表現に変え、国家の義務を以下のとおり定めている。
　　　（a）　マイノリティ権利宣言一条は、一項で、「国家は、マイノリティの存在とその民族的、文化的、宗教的、言語的アイデンティティを保護し、そのアイデンティティを促進するための条件を助長しなければならない。」とし、二項で、「これらの目的を達成するために適当な立法その他の措置をとらなければならない。」と定めるところ、コメンタリー三〇項は、上記二項がいう「適当な立法その他の措置」に関して、「何が適当な措置を構成するかについて、国家がマイノリティの意見をきくことが重要不可欠である。異なるマイノリティは異なるニーズを持つ可能性があり、それらのニーズは考慮に入れなければならない。」としている。
　　　（b）　マイノリティ権利宣言四条一項は、「国家は、あらゆる人権と基本的自由を、法の前においてまったく平等に、十分かつ効果的に行使できるよう確保するための措置をとらなければならない。」と規定し、コメンタリー五五項は、「時限的な優遇措置（アファーマティブ・アクション）をとる必要がある。」としている。
　　　（c）　マイノリティ権利宣言四条二項は、「国家は、マイノリティに属する人びとがその特性を表し、自らの文化、言語、宗教、伝統、習慣を発展させ得る有利な条件を創るための措置をとらなければならない。」と規定し、コメンタリー五六項は、「マジョリティの文化や言語の発展のために資金提供するのと同様に、国家はマイノリティの同じような活動に対して資源を提供しなければならない。」としている。
　　　（d）　マイノリティ権利宣言四条三項は、「国家は、マイノリティに属する人びとが自らの母語を学んだり、母語で教育を受ける十分な機会を得られるように適切な措置をとる。」と規定し、コメンタリー六三項は、「国家は、マイノリティ言語の教授を保証できる教育機関の存在を保証し、資金を提供することを要請されるであろう。」としている。
　　　（e）　マイノリティ権利宣言四条四項は、「国家は、マイノリティの歴史、伝統、言語、文化の知識を助長するための措置をとる」ものと規定し、コメンタリー六六、六七項は、「多文化教育と異文化間の教育の両方が必要である。」「マイノリティの歴史、伝統、文化に関する知識を社会全体が持つことを奨励することで、異文化間教育を要請している。」としている。
　　　（f）　マイノリティ権利宣言五条は、「国家の政策と計画は、マイノリティに属する人びとの正当な利益に妥当な考慮を払って立案され、実施されなければならない。」としている。
　　c　平成六年四月六日に自由権規約委員会で採択された一般的意見二三（五〇）6・1（以下「一般的意見二三」という。）も、「自由権規約二七条では否定的表現が用いられているが、同条は、『権利』の存在を認め、この権利が否定されないことを要求している。したがって、締約国は、この権利の存在及び行使が否定又は侵害されないよう保護されることを確保する義務を負う。このため、立法、司法又は行政のいずれの当局によるかを問わず、締約国自身の行為に対してだけではなく、締約国内の他の者の行為に対しても、積極的な保護措置が必要とされる。」として、締約国の義務が消極的な不作為義務に止まらず、権利の享有を妨げ又は損なう諸条件を是正するために必要な措置を採る積極的作為義務を伴うことを明らかにしている。
　　d　そして、自由権規約は、特段の立法を待つまでもなく、国内法としての効力を有しており、日本の裁判所における裁判規範性がある。
　（ウ）　社会権規約一三条
　日本において昭和五四年九月二一日に発効した経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下「社会権規約」という。）一三条一項は、すべての者に教育を受ける権利を認め、「（教育によって）諸国民の間及び人種的、種族的又は宗教的集団の間の理解、寛容及び友好を促進すること」を締約国の義務として定めている。
　（エ）　児童の権利条約三〇条
　日本において平成六年五月一六日に発効した児童の権利に関する条約（以下「児童の権利条約」という。）は、二八条で教育についての権利、二九条で教育の目的を定め、三〇条で「種族的、宗教的若しくは言語的少数民族又は原住民である者（マイノリティ）が存在する国において、当該少数民族に属し又は原住民（マイノリティ）である児童は、その集団の他の構成員とともに自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。」と規定している。
　（オ）　人種差別撤廃条約五条
　日本において平成八年一月一四日に発効したあらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約（以下「人種差別撤廃条約」という。）は、すべての人権の分野において人種及びこれに類似する事由による差別の撤廃を目的とし、五条において、「特に次の権利の享有に当たり、人種、皮膚の色、又は民族的若しくは種族的出身による差別なしに、すべての者が法律の前に平等であるという権利を保障することを約束する。」と定め、「教育及び訓練を受ける権利」を列挙している。
　（カ）　[憲法二六条](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744d03c00000136e176f38475a07fd4&docguid=I977b2ed0c22311de8c10010000000000&spos=12&epos=12&page=0&td=157&countByColl=true)
　[憲法二六条一項](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744d03c00000136e176f38475a07fd4&docguid=I977b2ed0c22311de8c10010000000000&spos=12&epos=12&page=0&td=157&countByColl=true)は、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じてひとしく教育を受ける権利を有する。」と定めている。
　この[憲法](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744d03c00000136e176f38475a07fd4&docguid=I977b2ed0c22311de8c10010000000000&spos=12&epos=12&page=0&td=157&countByColl=true)の規定を受け、平成一八年法律第一二〇号による全部改正前の[教育基本法（以下「旧教育基本法」という。）三条一項](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744d03c00000136e176f38475a07fd4&docguid=I977b2ed0c22311de8c10010000000000&spos=12&epos=12&page=0&td=157&countByColl=true)は、「すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。」と規定し、教育の機会均等を定めている。
　これらの規定は、国民とくに子どもたちが教育を受けることにより自己を発達させるために学習をする権利（学習権）を保障した規定である。
　国内法的効力がある自由権規約二七条、社会権規約一三条、児童の権利条約二八条ないし三〇条、人種差別撤廃条約五条においてマイノリティの教育権が定められていることからすれば、[憲法二六条一項](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744d03c00000136e176f38475a07fd4&docguid=I977b2ed0c22311de8c10010000000000&spos=12&epos=12&page=0&td=157&countByColl=true)が保障する子どもの学習権には、マイノリティの子どもたちがマイノリティとしての教育を受ける権利が含まれているというべきである。
　（キ）　[人権教育及び人権啓発の推進に関する法律](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744d03c00000136e176f38475a07fd4&docguid=I977b2ed0c22311de8c10010000000000&spos=12&epos=12&page=0&td=157&countByColl=true)
　[人権教育及び人権啓発の推進に関する法律五条](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744d03c00000136e176f38475a07fd4&docguid=I977b2ed0c22311de8c10010000000000&spos=12&epos=12&page=0&td=157&countByColl=true)は、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定めている。
　ここでいう「人権教育」とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」をいい（[同法二条](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744d03c00000136e176f38475a07fd4&docguid=I977b2ed0c22311de8c10010000000000&spos=12&epos=12&page=0&td=157&countByColl=true)）、当然、マイノリティがその人権を尊重され、自らのアイデンティティに誇りを持つことのできる教育を含んでいるものと解される。
　　　イ　被控訴人におけるマイノリティの教育権の確立（予備的主張一）
　仮に、前記アの規定が直ちには具体的権利として保障されないとしても、地方公共団体には、地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務が存する（[人権教育及び人権啓発の推進に関する法律五条](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744d03c00000136e176f38475a07fd4&docguid=I977b2ed0c22311de8c10010000000000&spos=12&epos=12&page=0&td=157&countByColl=true)）ところ、被控訴人において、マイノリティの教育権は、昭和五七年の本件基本方針の制定、昭和六〇年以来の在日韓国・朝鮮人教育事業の実施、平成一一年の人権教育基本方針の制定、平成一二年の人権教育推進プランの策定と多文化共生・国際理解教育事業の実施（具体的には、学校子ども会や地域子ども会等の実施）により、具体的な権利として確立されていた。
　　　ウ　法律上保護されるべき利益（予備的主張二）
　仮に、控訴人らがマイノリティの教育権を保障されていないとしても、控訴人らが被控訴人の教育事業から得てきた利益は、事実上の利益ではなく、法律上保護されるべき利益である。
　民族的教育は、当該マイノリティの能力と努力で行うことは通常困難であり、国家がそれを助長、援助するための措置を取ることが必須であるところ、被控訴人の提供していた教育事業は、マイノリティの人格形成の根幹に関わる必要不可欠の事業であって、法的拘束力のある「人権教育推進プラン」に基づいて提供したものであるから、当該教育事業により利益を享受するマイノリティに対して被控訴人は継続的に事業を提供する法的義務を負うのであり、裏返せば、控訴人らが得てきた利益は法律上保護されるべき利益というべきである。
　【被控訴人の主張】
　　　ア　マイノリティの教育権について
　以下に述べるとおり、控訴人らが具体的な権利として主張するマイノリティの教育権の根拠となる条約、法令はいずれも存しない。
　（ア）　自由権規約二七条
　　a　自由権規約の国内法的効力については、国際連合の人権委員会が、「各締約国が、その選択により、(1)裁判所または行政機関において直接援用、適用しうるセルフ・エクセキューティングなものとするか、または、(2)あらためて国内法を制定しなければ裁判所または行政機関において直接援用、適用できない、つまり、セルフ・エクセキューティングなものでないとするか決定することが可能である。」との態度をとり、また[憲法九八条二項](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744d03c00000136e176f38475a07fd4&docguid=I977b2ed0c22311de8c10010000000000&spos=12&epos=12&page=0&td=157&countByColl=true)が「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」と定めるものの、条約の直接適用、自力執行について定めた規定がないこと、更には国際人権規約に対する国会審議において政府が自由権規約をセルフ・エクセキューティングな条約であると確認した事実がないことなどからして、自由権規約はセルフ・エクセキューティングな条約でないと解するのが正しい。
　　b　また、自由権規約二七条が、「（種族的、宗教的又は言語的少数民族に属する者は、自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する）権利を否定されない」と規定していることや、六条から二六条までの他の権利と規定の仕方が異なることを考えると、同条に、国家に対し教育を受けることを求めるマイノリティの教育権なるものが含まれているとするのは無理な解釈である。
　　c　控訴人らは、マイノリティ権利宣言を自由権規約二七条の解釈指針であると主張するが、国連総会では全会一致制を採用していないところ、仮に、国連総会の決議が、加盟国に対して法的拘束力を有するとすれば、これに反対する加盟国との関係で国家主権の制約の問題が生じることとなる。そのため、国連総会の決議については、加盟国に対する法的拘束力を有するものではないとするのが一般的な解釈である。
　マイノリティ権利宣言は、国連総会の決議にすぎず、日本国に対して法的拘束力を有するものではない。
　　d　控訴人らは、一般的意見二三が日本国内における自由権規約二七条の解釈について拘束力を有するかのように主張するが、一般的意見は、人権委員会が締約国の報告を検討した結果を一般的な性格を有する意見として作成したものにすぎないこと（自由権規約四〇条四項）、締約国はそれに対し見解を提示することができること（同条五項）からして、締約国内における自由権規約の解釈について拘束力を有するものではない。
　なお、一般的意見二三がいう「積極的な保護措置」とは、国内の私人又は少数者集団以外の集団による自由権規約二七条に規定する権利の否定又は侵害を防止することであって、控訴人らが主張するような積極的な作為を意味するものではない。
　（イ）　社会権規約一三条
　社会権規約一三条一項では、「権利を認める」との文言が用いられているが、これは締約国において、教育を受ける権利が国の政策により保護されるに値する権利であることを確認し、その権利の実現に向けて積極的に政策を推進すべき政治的責任を負うことを宣明したものであって、個人に対し即時に具体的な権利を付与すべきことを定めたものでない。
　（ウ）　児童の権利条約三〇条
　児童の権利条約三〇条についても、「権利を否定されない。」との文言からして、その意味するところについては自由権規約二七条に関する解釈と同様である。
　（エ）　人種差別撤廃条約五条
　人種差別撤廃条約五条も、「約束する。」という文言からして、その規定する権利の実現方法や手続等に関する定め方については各締約国に委ねられているのであって、同条を根拠として、マイノリティの教育権が具体的に保障されているとはいえない。
　（オ）　[憲法二六条](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744d03c00000136e176f38475a07fd4&docguid=I977b2ed0c22311de8c10010000000000&spos=12&epos=12&page=0&td=157&countByColl=true)
　[憲法二六条一項](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744d03c00000136e176f38475a07fd4&docguid=I977b2ed0c22311de8c10010000000000&spos=12&epos=12&page=0&td=157&countByColl=true)及びこれに基づく[旧教育基本法三条一項](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744d03c00000136e176f38475a07fd4&docguid=I977b2ed0c22311de8c10010000000000&spos=12&epos=12&page=0&td=157&countByColl=true)は、「すべて国民は」という文言からも明らかなとおり、日本国民に対して教育を受ける権利を保障したものであって、日本国籍を有しない者に対してその教育を受ける権利を保障したものではない。
　また、控訴人らが主張するような具体的な権利を保障したものでもない。
　　　イ　被控訴人におけるマイノリティの教育権の確立（予備的主張一）
　控訴人らの主張は争う。
　[人権教育及び人権啓発の推進に関する法律五条](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744d03c00000136e176f38475a07fd4&docguid=I977b2ed0c22311de8c10010000000000&spos=12&epos=12&page=0&td=157&countByColl=true)は、「基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ」という抽象的かつ包括的な文言からして、控訴人らが主張するような具体的な権利を保障したものではなく、地方公共団体に対して努力目標を定めたにとどまり、この規定をもって、控訴人らがマイノリティの教育権を地方公共団体に対し具体的権利として求めうる根拠法令と解することはできない。
　　　ウ　法律上保護されるべき利益（予備的主張二）
　控訴人らの主張は争う。
　法令に具体的な定めがない以上、控訴人らが本件事業の実施によって受けることができる教育的な給付の内容あるいは便益の程度は、行政主体の判断に委ねられるものであって、控訴人らにおいて積極的に何らかの具体的な請求をできる筋合のものではない。
　それ故、控訴人らが本件事業の実施によって所定の活動への参加という一定の便益を受けることができたとしても、それは、被控訴人が教育事業の内容として当該所定の活動を実施していた限りにおいて享受する事実上の利益にすぎない。
　　(2)　争点二（被控訴人が控訴人らの権利・利益を侵害したか。）について
　【控訴人らの主張】
　被控訴人（市教委）は、平成一三年の提言に基づき、平成一五年三月三一日をもって本件事業の廃止・縮小を強行した。
　具体的には、学校子ども会、高校生の会は全廃、地域子ども会の事業は概ね週三回の活動を週一回に縮小した。また、外国人児童・生徒らは市内全域に広範囲に散在することから、地域子ども会への参加を保障するためには、活動場所までの送迎態勢を確保する必要があるが、市教委は子どもたちの送迎を禁止して、子どもたちの活動参加を意図的に抑制した。さらに、本件事業にかかわる職員を正職員二名から一名に減員し、非常勤職員も二名から一名に減員した。予算規模で言うと、約一一七四万円から約六二四万円へとほぼ半減した。なお、縮小にとどまった部分も、将来的には廃止するとした。
　しかし、社会権規約委員会は、締約国の条約履行義務に関して発表した一般的意見三（以下「一般的意見三」という。）において、締約国は規約の実現のために行動をとる義務があり、立法その他の措置を講じる義務自体、締約国に課せられる即時的義務であると明言しており、条約に基づく義務を履行するために実施した措置については、それを打ち切ったり、縮小するなど、後退的な措置をとることは許されないというべきである。
　したがって、市教委による本件事業の廃止・縮小は、控訴人らに保障されたマイノリティの教育権ないし利益を侵害し、一般的意見三にいう後退的措置の禁止に触れるものであって、違法である。
　【被控訴人の主張】
　控訴人らが主張するようなマイノリティの教育権が、具体的な法的権利として保障されていないことはさて措き、仮に、従来在日韓国・朝鮮人教育事業として実施されていたものが保護に値するものであるとの前提に立ったとしても、被控訴人が本件事業を不当に廃止し、縮小したことはない。
　すなわち、市教委は、戦後半世紀以上を経過し、祖国とのつながりがなくなっている家庭や新たに渡日した家庭、日本人との結婚で複数の文化をもつものなど、置かれている立場や意識、考え方が多様化し、社会が国際化していること等を踏まえ、従来の在日韓国・朝鮮人教育事業を多文化共生・国際理解教育事業として再構築し、発展的に見直しているのであって、本件事業を単純に廃止・縮小したわけではない。
　具体的な事業内容の変更は次のとおりである。これによると、従来の在日韓国・朝鮮人教育事業は、多文化共生・国際理解教育事業として再構築され、多民族社会を想定した新たな時代認識と発想の転換の上に立って見直されており、今日ではこの発展的な見直しによって、国籍が多岐にわたる控訴人らの現状を的確に反映したものとなっており、何ら違法・不当な点はない。
　　　ア　学校子ども会
　学校子ども会は、高槻市内の小中学校八校において週一回、各小中学校の教職員が主体となって実施されていたが、「現在のような八校に限定した学校子ども会活動への行政的支援は廃止することが望ましい」との平成一三年の提言を受け、さらには平成一四年四月以降、学習指導要領の改訂に伴い、各学校において総合的な学習の時間に国際理解などの課題について学習活動を行うものとされたこともあって、平成一五年三月三一日をもって学校子ども会への指導員の派遣（社会教育所管の事業）はなくなったが、学校子ども会自体は、引き続き学校教育部所管の事業として、高槻市立の五中学校及び三小学校に設置されており（ただし、うち一中学校は、外国人生徒が在籍しなくなったため、平成一六年度から活動は休止している。）、これまでのように学習活動及び文化、体育並びにレクリエーション活動の促進及び指導等の取り組みが行われている。
　　　イ　地域子ども会
　地域子ども会は、平成一三年度までは中央、別所、成合の三地域においてそれぞれ週一回開催されていたところ、平成一四年度に別所子ども会と成合子ども会は北部子ども会に統合され、平成一五年度からは、渡日児童・生徒のために柱本子ども会を新設し、開催回数を週二回に増やすことになったが、参加者数が少なかったため、同年度中に週一回の実施になったものであり、その活動自体は現在まで存続している。
　地域子ども会の統合・新設、開催回数の増減は、参加している児童・生徒の減少により活動そのものが成立しにくい実態が出てきていることや、渡日外国人が増加していることに対応した合理的なものである。
　　　ウ　高校生の会
　高校生の会は、平成一五年四月以降、学校子ども会の場合と同様に、指導員の派遣が廃止されているが、これは在日・渡日の高校生の生徒数の減少に対応した合理的なものである。
　　　エ　日本語識字教室
　日本語識字教室は、在日韓国・朝鮮人一世に対する日本語の読み書きなどの指導を行う活動であり、青少年課の分室で週二回開催されており、その活動は社会教育部の所管のもとで現在に至るまで継続している。
　　(3)　争点(3)（被控訴人の行為は債務不履行に当たるか。）について
　【控訴人らの主張】
　本件事業は、控訴人らにマイノリティの教育権を保障するものであるところ、控訴人らと被控訴人とは本件事業を通じて公法上の契約関係に入ったというべきであり、被控訴人には本件事業によって提供されていた行政措置を継続的に提供する義務があるというべきである。
　それにもかかわらず、一方的に本件事業を廃止・縮小する行為は、被控訴人による債務不履行である。
　少なくとも、被控訴人は、本件事業を廃止・縮小する必要性がないのに、代償措置を取ることもないまま、市教委の決定による人権教育基本方針・人権教育推進プランを事務方レベルの協議のみで、本件事業を利用していた外国人生徒・児童ないしその親権者ら及びその他の利害関係者に対する説明もなく一方的に廃止・縮小した点で、本件事業について変更を行う際に負担すべき注意義務に違反している。
　【被控訴人の主張】
　控訴人らの主張は争う。
　控訴人らと被控訴人との間に契約関係のないことは明らかであるから、被控訴人に債務不履行はない。
　　(4)　争点(4)（被控訴人に裁量権の逸脱濫用があったか。）について
　【控訴人らの主張】
　被控訴人が「人権教育推進プラン」に基づいて控訴人らに対し、その人格形成の根幹に関わる極めて重要な事業として提供していた本件事業の改廃は、被控訴人の全くの自由裁量により行うことはできない。
　本件事業の改廃が、その必要性が認められないか、その必要性が認められるとしてもその必要性に照らして改廃の内容が相当でなく、改廃にあたり利用者が受ける影響を軽減する措置を取らなかったり、利用者に対する説明が十分でないなど、その改廃の内容及び方法について、裁量権を逸脱乱用したと認められる場合には、[国家賠償法](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744d03c00000136e176f38475a07fd4&docguid=I977b2ed0c22311de8c10010000000000&spos=12&epos=12&page=0&td=157&countByColl=true)上違法と評価されるべきである。
　これを本件についてみると、平成一三年の提言は、「学校子ども会活動は、総合的な学習の時間や道徳の時間等、学校教育全般を通した取り組みを展開し、すべての小中学校で多文化共生・国際理解教育を実施していくことが求められている。したがって、現在のような八校に限定した学校子ども会活動への行政的支援は廃止することが望ましい。」とされているが、本件事業が廃止されただけで、同提言が述べる新たな事業展開はなされていない。一方で、在日外国人生徒・児童数は増加の一途であり、本件事業のような教育事業の必要性は高まっているのである。本件事業の縮小・廃止の代償措置は取られていないばかりか、かえって、被控訴人は、本件教育事業担当職員に対し、外国人生徒・児童らに対する地域子ども会への参加の呼びかけや送迎を禁止し、本件教育事業に彼らが参加することを妨害している。さらに、本件教育事業が縮小された背景には被控訴人の財政問題があるが、マイノリティの教育権の重要性に鑑みれば、内容を問わず一律カットすることは不当であり、代替措置等を慎重に検討されつつ縮小されねばならないのに、そのような処置はされなかった。
　また、本件事業の廃止・縮小をする際の手続過程にも問題がある。すなわち、被控訴人が市教委の議論を踏まえて正式に定めた「人権教育推進プラン」（平成一二年四月）を、被控訴人の職員九名で構成された検討委員会で外部の意見を聞くこともなく決定された平成一三年の提言でもって廃止縮小したものであり、手続上も瑕疵があるといえる。当該マイノリティに対する事前説明や理解を求める行動もなされず、一方的に断行されたものである。
　以上のとおり、到底合理的な処置であったとはいえず、裁量権の逸脱濫用があったものというべきである。
　【被控訴人の主張】
　控訴人らの主張は争う。
　確かに、裁量権の逸脱又は濫用があった場合に、違法と評価され得ることがあるとしても、本件事業のような見直しについては、被控訴人の広範な裁量に委ねられており、本件事業の見直しに関し、裁量権の逸脱又は濫用は認められない。
　　(5)　争点(5)（控訴人らの損害）について
　【控訴人らの主張】
　本件事業を廃止するという市教委の施策によって、控訴人らは、学校子ども会等に通って、自己の文化や言語などに親しむことが出来なくなったばかりか、日本人児童・生徒や地域社会において、在日韓国・朝鮮人児童・生徒及び近年渡日してきた在日外国人の児童・生徒に対する外国人差別を拡大させた。
　本件事業の廃止は、単に行政の一施策の廃止に止まらず、在日外国人児童・生徒のアイデンティティの育成を目指した学校機能の廃止に等しい。
　本件事業の廃止により控訴人らが受けた精神的苦痛に対する慰謝料は、各人一〇万円を下らない。
　【被控訴人の主張】
　争う。
**第三**　当裁判所の判断
　一　争点(1)（控訴人らが有する権利ないし利益）について
　　(1)　マイノリティの教育権の具体的権利性
　　　ア　控訴人らは、マイノリティの教育権を、公の費用負担のもと、マイノリティとしての教育を受け、マイノリティの言語を用い、マイノリティの文化について積極的に学ぶ環境を享受できる権利と定義し、これが国際人権規約やその他の条約等により保障されているとして、本件事業の廃止・縮小は、この権利を侵害するものであって、違法であると主張する。
　そこでまず、このようなマイノリティの教育権が法的保護に値する具体的権利といえるかについて検討する。
　　　イ　自由権規約二七条
　（ア）　自由権規約二七条は、「種族的、宗教的又は言語的少数民族が存在する国において、当該少数民族に属する者は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。」と規定するところ、控訴人らは、この規定に基づき「マイノリティ教育権」は保障され、かつ、自由権規約は日本において裁判規範性を有する旨主張する。
　確かに、自由権規約は、条文の文言自体、その主語を締約国ではなく個人としており、個人に対して権利を付与する形式で定められていること、[憲法九八条二項](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744d03c00000136e176f38475a07fd4&docguid=I977b2ed0c22311de8c10010000000000&spos=12&epos=12&page=0&td=157&countByColl=true)が「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」と定めていること、昭和五五年一〇月二四日に日本国政府が自由権規約委員会に提出した第一回政府報告書及びその翌年の自由権規約委員会第一二会期での審査の際の政府代表の回答において、規約の国内法律に対する優位を認めるとともに、規約の自力執行性をも認める回答をしていることなどの事情が認められる。
　しかし、国際連合の人権委員会が、自由権規約について「各締約国が、その選択により、(1)裁判所または行政機関において直接援用、適用しうる自力執行力を有するものとするか、または、(2)あらためて国内法を制定しなければ裁判所または行政機関において直接援用、適用できないものとするかを決定することが可能である。」としており（乙九）、また、[憲法九八条二項](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744d03c00000136e176f38475a07fd4&docguid=I977b2ed0c22311de8c10010000000000&spos=12&epos=12&page=0&td=157&countByColl=true)は上記のとおり定めるものの条約の直接適用、自力執行について定めていないことなどからすると、自由権規約は自力執行力を有するものではないと解するのが相当である。また、自由権規約二七条に定める上記のとおりの「権利を否定されない」という文言からするならば、締約国に対し、本条の定める権利を侵害しない義務を課したものと解され、それ以上に、国家による積極的な保護措置を講ずべき義務まで認めたものとまでは解しがたい（乙一〇）。
　（イ）　これに対し、控訴人らは、マイノリティ権利宣言（甲一五三）やそのコメンタリー（甲一五四）及び一般的意見二三（甲一五五）が、自由権規約二七条の定める権利につき、締約国に積極的な保護措置を講ずる義務を定めていることを根拠に、自由権規約二七条は締約国に前記不作為義務だけでなく、積極的な作為義務を課したものであると主張し、証拠（甲一五二、二五七の一、乙一〇）中にはこれに沿うものもある。
　しかし、国連総会決議であるマイノリティ権利宣言は、条約とは異なり、一方的な行為にすぎないから、我が国に対して法的拘束力を持つものではないし、そのコメンタリーも、国連内部に設置された人権教育促進擁護小委員会が活動の一環として作成したものにすぎず、これに法的拘束力を認めることはできない。
　また、一般的意見二三は、自由権規約の締約国の履行状況に関する報告を検討する機関である自由権規約委員会により策定されたものであること、その目的は、規約の実施の促進、締約国への注意喚起などであって、自由権規約の実施に当たって一般的な性格を有する意見として参考とされることが求められているにすぎないことに照らしてみれば、一般的意見自体が我が国に対して法的拘束力を有するものではないと解される（甲二五七の一）。
　なお、一般的意見二三は、6(1)で「締約国は当核権利の存在と行使を、その否定と侵害から保護することを確保する義務を負う。」とし、(2)で「マイノリティのアイデンティティを保護し、またその構成員が、その集団の他の構成員とともに、自己の文化や言語を享受しかつ発展させ、自己の宗教を実践する権利を保護するための、締約国による積極的措置も必要である。」と定め、前者を締約国の義務とする一方で、後者は必要性を確認するにとどめており、後者に属する積極的措置を締約国の義務として認めたものでもない（甲一五二）。
　（ウ）　したがって、自由権規約二七条が、国家に積極的な作為を求めるマイノリティの教育権を保障するものであり、国内法としての効力を有することを前提とする控訴人らの主張は採用できない。
　　　ウ　社会権規約一三条
　社会権規約一三条一項は、「この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。」「締約国は、教育が、すべての者に対し、……（中略）……諸国民の間及び人種的、種族的又は宗教的集団の間の理解、寛容及び友好を促進すること……（中略）……を可能にすべきことに同意する。」と規定する。
　しかし、この条項は、締約国において、すべての者の教育に関する権利が、国の社会政策により保護されるに値するものであることを確認し、締約国がこの権利の実現に向けて積極的に政策を推進すべき政治的責任を負うことを宣明したものであって、個人に対し即時に具体的権利を付与すべきことを定めたものではない。このことは、同規約二条一項が締約国において「立法措置その他のすべての適当な方法によりこの規約において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成する」ことを求めていることからも明らかである。
　したがって、社会権規約一三条から直ちに、控訴人らが主張するマイノリティの教育権という具体的な権利が保障されていると認めることはできない。
　　　エ　児童の権利条約三〇条
　児童の権利条約三〇条は、「種族的、宗教的若しくは言語的少数民族又は原住民である者が存在する国において、当該少数民族に属し又は原住民である児童は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。」と規定する。
　この条項の文言は、自由権規約二七条と同様「権利を否定されない」とするものであって、国家に積極的な作為を求める権利を保障するものではない。
　　　オ　人種差別撤廃条約五条
　人種差別撤廃条約は、二条二項で、「締約国は、状況により正当とされる場合には、特定の人種の集団又はこれに属する個人に対し人権及び基本的自由の十分かつ平等な享有を保障するため、社会的、経済的、文化的その他の分野において、当該人種の集団又は個人の適切な発展及び保護を確保するための特別かつ具体的な措置をとる。」と規定し、五条で、「締約国は、特に次の権利（教育及び訓練についての権利）の享有に当たり、人種、皮膚の色又は民族的若しくは種族的出身による差別なしに、すべての者が法律の前に平等であるという権利を保障することを約束する。」と規定する。
　人種差別撤廃条約二条二項は、その規定の仕方からして、締約国が当該権利の実現に向けた積極的施策を推進すべき政治的責任を負うことを定めたにすぎず、この規定から直ちに、マイノリティの教育権という具体的な権利が保障されていると認めることはできない。
　　　カ　[憲法二六条](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744d03c00000136e176f38475a07fd4&docguid=I977b2ed0c22311de8c10010000000000&spos=12&epos=12&page=0&td=157&countByColl=true)
　[憲法二六条一項](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744d03c00000136e176f38475a07fd4&docguid=I977b2ed0c22311de8c10010000000000&spos=12&epos=12&page=0&td=157&countByColl=true)は、教育を受ける権利を保障しており、これに基づく[旧教育基本法三条一項](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744d03c00000136e176f38475a07fd4&docguid=I977b2ed0c22311de8c10010000000000&spos=12&epos=12&page=0&td=157&countByColl=true)は、「すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。」と規定する。
　これにより、国は、国民の教育を受ける権利が現実に保障されるよう教育制度を維持し、教育条件を整備すべき法的義務を負うものであるが、これらの規定が、直ちに控訴人らの主張するようなマイノリティとしての教育を受ける権利までを想定して規定しているとはいえず、また、[憲法二六条一項](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744d03c00000136e176f38475a07fd4&docguid=I977b2ed0c22311de8c10010000000000&spos=12&epos=12&page=0&td=157&countByColl=true)及び[旧教育基本法三条一項](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744d03c00000136e176f38475a07fd4&docguid=I977b2ed0c22311de8c10010000000000&spos=12&epos=12&page=0&td=157&countByColl=true)は、国の責務について、いずれも理念を掲げるにすぎず、これらの規定が、控訴人らが主張するようなマイノリティの教育権という具体的な権利を直接保障していると認めることも困難である。
　　　キ　[人権教育及び人権啓発の推進に関する法律五条](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744d03c00000136e176f38475a07fd4&docguid=I977b2ed0c22311de8c10010000000000&spos=12&epos=12&page=0&td=157&countByColl=true)
　[人権教育及び人権啓発の推進に関する法律五条](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744d03c00000136e176f38475a07fd4&docguid=I977b2ed0c22311de8c10010000000000&spos=12&epos=12&page=0&td=157&countByColl=true)は、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を負う。」と規定する。
　[同法](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744d03c00000136e176f38475a07fd4&docguid=I977b2ed0c22311de8c10010000000000&spos=12&epos=12&page=0&td=157&countByColl=true)は、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び公民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的として（[同法一条](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744d03c00000136e176f38475a07fd4&docguid=I977b2ed0c22311de8c10010000000000&spos=12&epos=12&page=0&td=157&countByColl=true)）、地方公共団体の責務を抽象的に定めたにすぎず、この規定から直ちに控訴人らが主張するようなマイノリティの教育権という具体的な権利が保障されていると認めることは困難である。
　　　ク　以上のとおり、控訴人らがマイノリティの教育権の根拠として主張するところは採用できず、ほかに我が国において法的拘束力がある条約及び法律でマイノリティの教育権という具体的権利として保障したものはない。
　このようにマイノリティの教育権に具体的権利性が認められない以上、本件事業の廃止・縮小による権利侵害を観念できず、本件事業の廃止・縮小の違法をいう控訴人らの主張には理由がない。
　　(2)　被控訴人におけるマイノリティの教育権の確立（予備的主張一）
　控訴人らは、被控訴人が、[人権教育及び人権啓発の推進に関する法律五条](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744d03c00000136e176f38475a07fd4&docguid=I977b2ed0c22311de8c10010000000000&spos=12&epos=12&page=0&td=157&countByColl=true)に基づき、昭和五七年に本件基本方針、平成一〇年に人権教育基本方針、平成一二年に人権教育推進プランをそれぞれ策定したことから、マイノリティとしての教育を受ける具体的権利が確立されたと主張する。
　しかしながら、人権教育基本方針・人権教育推進プランは被控訴人内部の行動指針にすぎず、それらが行政機関を法的に拘束するものではないから、それらをもって控訴人らが具体的な権利を取得したものとすることはできない。
　　(3)　法律上保護される利益（予備的主張二）
　控訴人らは、控訴人らが昭和六〇年以来学校子ども会や地域子ども会などの活動を通じて受けてきた利益は、本件事業の実施により具体化され、法律上保護されるべき利益であると主張する。
　確かに、証拠（甲五、六、一五九～一九七、原審証人G、同H、原審控訴人I法定代理人J）によると、被控訴人における上記のような本件事業の実施が、これらの活動に参加してきた控訴人らを含む外国人子弟にとって、自己の文化や言語に親しみ、自らのアイデンティティに誇りを持つことができ、偏見や差別に立ち向かう契機となったことが認められる。
　しかし、前記(1)及び(2)で検討したとおり、マイノリティの教育権が具体的権利といえない以上、上記の施策は、特定の子どもらの具体的権利に対応して実施されたものとはいえず、また、証拠（甲一五九～一九七）によれば、控訴人らにしても、専ら任意の時期に、任意の会に参加しているにすぎないことが認められる。
　そうすると、被控訴人が実施した本件事業により控訴人らが得た利益は、事実上の利益に過ぎないというべきであり、本件事業の実施により控訴人らが受けることのできる教育の給付や便益の程度は行政主体の判断に委ねられるものであり、控訴人らにおいて何らかの請求をできる具体的な権利が新たに確立され、これが個々の控訴人らに帰属するに至ったということはできない。
　二　争点(2)（被控訴人が控訴人らの権利・利益を侵害したか。）について
　控訴人らは、本件事業を廃止・縮小することは、本件事業の実施によって確立された具体的権利を侵害するものであって違法であると主張する。
　前提事実(2)及び証拠（乙二、原審証人K、一審相被告E）によれば、平成一三年の提言を受けて、平成一五年四月一日以降、市教委は、本件事業として行ってきた学校子ども会、地域子ども会、高校生の会及び日本語識字教室（以下「学校子ども会等」という。）のうち、学校子ども会及び高校生の会を、社会教育部青少年課から学校教育部に所管替えし、市教委からの指導員の派遣を廃止したこと、一部の地域子ども会を統合したこと（もっとも、その後一か所増設されている）、これに伴い本件事業に関わる正職員と非常勤職員をそれぞれ一名ずつ減員し、本件事業全体に対する予算を半減させたことが認められ、被控訴人は本件事業の内容を見直し、人的・物的支援を縮小したといえる。
　前述したとおり、被控訴人が実施した本件事業の実施により、控訴人らが様々な利益を受けることができたことは否定できず、そのため、控訴人らが、本件事業について、従来どおりの継続を強く希望しているとしても、個々の控訴人らがマイノリティの教育権という具体的な権利ないし法律上の利益を得たとはいえない以上、被控訴人における行政施策の変更に伴い、控訴人らが上記利益を十分に享受できなくなったからといって、そのことをもって、被控訴人が控訴人らの権利ないし利益を違法に侵害したということはできない。
　三　争点(3)（被控訴人の行為が債務不履行に当たるか。）について
　控訴人らは、本件事業を通じて、控訴人らと被控訴人とは公法上の契約関係に入ったから、被控訴人が一方的に本件事業を廃止・縮小する行為は、責務不履行にあたると主張する。
　しかし、前記のとおり、本件事業の実施によって、控訴人らがマイノリティの教育権という具体的な権利を得たとはいえず、被控訴人が、控訴人らに対し、公法上の法律関係に基づく何らかの債務を負うことにはならないというべきである。
　なお、控訴人らは、平成一三年の提言は、市教委によって策定された人権教育基本方針及び人権教育推進プランに反するものとして無効であるし、この提言に基づき本件事業を廃止・縮小することは違法であり、社会権規約委員会が発表した一般的意見三が、条約に基づく義務を履行するために実施した措置について後退的な措置をとることは許されないと規定していることにも反すると主張する。
　しかし、人権教育基本方針や人権教育推進プラン（甲六）は、被控訴人の教育分野における人権教育の基本方針を定めた行政指針にすぎず、法的拘束力を有するものではない上、一般的意見三が我が国に対して法的拘束力を有するものでないことは、一般的意見二三について先に述べたところと同様であり、教育を受ける権利ないし利益という具体的権利義務や法的地位に直接影響を及ぼしたとはいえないのであるから、本件事業の廃止・縮小によって、被控訴人が控訴人らに対してこれらの権利ないし利益を侵害することはなく、したがって、その精神的苦痛について国家賠償責任を負うことはないというべきである。
　四　争点(4)（被控訴人に裁量権の逸脱行為があったか。）について
　控訴人らは、被控訴人が「人権教育推進プラン」に基づいて控訴人らに対し、その人格形成の根幹に関わる極めて重要な事業として提供していた本件事業の改廃は、その必要性が認められないか、その必要性が認められるとしてもその必要性に照らして相当の改廃の内容にすべきところ、改廃の内容が相当ではないうえ、改廃にあたり利用者が受ける影響を軽減する措置を採らず、利用者に対する説明も十分にしていないから、その改廃の内容及び方法について、裁量権を逸脱濫用したものであり、[国家賠償法](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744d03c00000136e176f38475a07fd4&docguid=I977b2ed0c22311de8c10010000000000&spos=12&epos=12&page=0&td=157&countByColl=true)上違法と評価されるべきであると主張する。
　確かに、本件事業の廃止・縮小によって控訴人らの事実上の利益を侵害し、精神的苦痛を及ぼした場合には例外的に[国家賠償法](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744d03c00000136e176f38475a07fd4&docguid=I977b2ed0c22311de8c10010000000000&spos=12&epos=12&page=0&td=157&countByColl=true)上違法の評価を受けることが全くないとはいえないので、本件事業の廃止・縮小の違法の有無につき検討する。
　その場合、被控訴人が実施する本件事業の具体的な内容や実施の方法等については、被控訴人の広範な裁量に委ねられており、地域の実情を踏まえながら、変動する政治・経済・社会情勢に照らし、決定、変更することができるところであって、その裁量権の範囲を超え、又は濫用する場合にのみ違法になるというべきである。
　まず手続についてみるに、控訴人らは、検討委員会では何らマイノリティの教育環境や教育論に関する議論が交わされないまま、教育委員会も関与しないままに不十分な調査に基づいて決定するに至ったものであり、控訴人らの父兄を含む住民に対する十分な資料の提供や住民の意思を聞く機会も十分に与えられなかった点で、裁量権の逸脱があり[国家賠償法](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744d03c00000136e176f38475a07fd4&docguid=I977b2ed0c22311de8c10010000000000&spos=12&epos=12&page=0&td=157&countByColl=true)上違法であるなどと主張する。
　確かに、控訴人らにとって在日韓国人としての就学環境は重大な関心事であり、本件事業が廃止・縮小されればその就学環境に大きな変化がもたらされることは否定し難いのであって、その廃止・縮小を進める際にはその意義を踏まえて控訴人らの父兄や地域住民とも十分な説明と協議の機会を設け、その理解と協力を得て行うことが望ましいことはいうまでもない。
　しかし、他方で、本件事業の廃止・縮小は、我が国社会全体のグローバリティに伴う在留外国人の多様性に鑑みて在日韓国人に限ることなく広く在留外国人全体を被控訴人に属する公立小中学校全体の通常教育の中でもって対処されるべきとする一連の施策の一環として発展的に昇華解消されていくべきものとの理想のもとになされたのであり、事柄の性質上利害得失の一致しない多数の関係者が存在し、誰しも自らの環境については変更を望まない場合がむしろ通常であると考えられること等からすれば、計画を進めるについてその内容のすべてを関係者全員に説明し、その意向を聴取して賛同まで得ることは極めて困難であるといわねばならず、意見を聴取する関係者の範囲や意見聴取の方法、程度については、計画を準備し遂行する行政関係者や議会等の裁量にゆだねられるものと解さざるを得ない。
　そうすると、本件事業の廃止・縮小を決定した過程に[憲法](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744d03c00000136e176f38475a07fd4&docguid=I977b2ed0c22311de8c10010000000000&spos=12&epos=12&page=0&td=157&countByColl=true)や法律の要求する手続を欠いた点があったとはいえず、その手続に違法があるということはできない。
　なお、控訴人らは、本件事業の廃止・縮小にあたっては、市教委の人権教育基本方針や人権教育推進プランによって定められた方針を、高槻市内部の職員九名の協議によって決定した平成一三年の提言により覆したものであり、行政内部の手続として瑕疵があると主張する。確かに、平成一三年の提言は、市教委で正式には審議されていないようであるが（甲一五）、同主張は、控訴人らの推測にすぎず、上記の提言の文書（甲七）は、その体裁や内容等からして、市教委内部の正式な文書とうかがわれるうえ、予算編成のための指針あるいは政策立案への助言に過ぎず、法的拘束力を有するものではないと考えられるから（弁論の全趣旨）、控訴人らの上記主張は採用できない。
　内容について見ても、前記前提事実に記載のとおり、本件事業は、昭和六〇年に、学校子ども会、地域子ども会、日本語識字教室を主な内容とする「在日韓国・朝鮮人教育事業」として発足し、当初は、いわゆる在日韓国・朝鮮人の民族的な自覚とこれを高めるためのアイデンティティの確立を目指した事業であったが、時代の流れや国際化の進展に伴い、我が国の社会情勢も変化し、新たに来日した外国人の増加及び在日外国人の他民族化が進行してきたため、事業の目的を上記に限るものとしないで、「他民族共生の社会づくり」を掲げ、外国人市民が地域の一員として暮らしやすい街作りを進めるとともに、国籍や民族の違いを越えて、異なる文化や生活習慣、価値観を互いに理解しあう日常的な交流の場づくりを支援するものと定められたこと、このような事業の再構築にあたって、在日韓国・朝鮮人教育事業についてその利用者数の減少にも鑑みて、整理、見直しがなされ、本件事業の一部廃止・縮小（開催回数の減少や開催地域の統廃合）、予算の縮小がなされたことが認められる。
　これによって、確かに、子ども会については、控訴人らの一部の者にとって従前よりは不便になったとはいえ、社会生活上利用可能な範囲内にはあるし（甲二九〇の一・二）、本件事業の廃止・縮小が在日韓国人の児童数の減少とは逆に他の在日外国人の増加を背景に、適正な運営のあり方を模索して取られたものであるところ、どのような教育事業が望ましいかについては多様な見解があり得ることはいうまでもなく、統廃合等による同年代の新しい集団や友人らと接触する機会を有するという意味や一定規模以上の参加者数を確保することによる教育環境や予算執行の合理性という考え方にも理があることもまた明らかであって、本件事業の廃止・縮小の目的には十分な合理性が認められる。
　もっとも、本件教育事業の縮小・廃止に見合う直接的な代替措置が十分に講じられるのであれば、何ら問題のないところであるが、たとえ、それが具体的な措置としては十分とはいえないとしても、上記方針のもとに発展的に昇華解消したとみることができるから、十分な代替措置のないことをもって不合理であるとすることはできない。
　これらの諸点に照らせば、本件事業の廃止・縮小について合理的理由がなく、被控訴人に与えられた裁量を濫用ないし逸脱した違法があったとは到底いえないのであり、控訴人らの主張は採用できない。
　以上のように、本件事業の廃止・縮小に関わる一連の被控訴人による手続について違法はなく、その他本件訴訟に現れた全証拠によっても、これらを[国家賠償法](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744d03c00000136e176f38475a07fd4&docguid=I977b2ed0c22311de8c10010000000000&spos=12&epos=12&page=0&td=157&countByColl=true)上は違法と評価すべき特異な事情は見当たらない。
　なお、地方公共団体の行政施策の変更につき生じた精神的苦痛に対し賠償が認められるのは、当事者間に形成された法的保護を与えられるべき信頼関係を不当に破壊し、社会通念上看過することのできない程度の損害を被ったと認められる場合に限られるところ、上記認定説示に照らすと、本件事業の変更により控訴人らがその程度の損害を被ったとみることもできない。
　五　以上によれば、控訴人らの請求は理由がない。
　よって、本件控訴はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。
　（裁判長裁判官　横田勝年　裁判官　塚本伊平　山本善彦）